



愛媛県報

発行 愛媛県

平成21年3月6日金曜日 第2045号

◇ 目 次 ◇ 告 示

特定希少野生動植物の指定.....	172
特定希少野生動植物保護区の指定（6件）.....	172
医療機関の指定.....	175
指定医療機関の廃止の届出.....	176
介護機関（居宅介護事業者）の指定.....	176
介護機関（介護予防事業者）の指定.....	176
指定介護機関（居宅介護事業者）の変更.....	177
指定介護機関（居宅介護支援事業者）の変更.....	177
大規模小売店舗の変更の届出の概要等.....	177
愛媛県漁業近代化資金利子補給規程の一部改正.....	178
公有水面埋立免許.....	180
公有水面埋立工事のしゅん功認可.....	180
都市計画事業の事業計画の変更認可.....	181
建築基準法に基づく指定確認検査機関の指定の一部改正.....	181
建築基準法に基づく指定構造計算適合性判定機関の指定の一部改正.....	181
開発行為に関する工事の完了.....	182
市営土地改良事業の施行の関係書類の縦覧（2件）.....	182
道路の区域変更（県道鳥井喜木津線）.....	182
道路の区域変更（県道城川橋原線）.....	182
道路の供用開始（ " ）.....	183
道路の区域変更（県道一本松城辺線）.....	183
道路の供用開始（ " ）.....	183

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告.....	184
----------------------------	-----

正 誤

平成21年1月13日付け第2030号愛媛県告示第73号（瀬戸内海環境保全特別措置法第8条による特定施設の構造等の変更の許可申請の概要）中.....	184
---	-----

告 示

○愛媛県告示第285号

愛媛県野生動植物の多様性の保全に関する条例（平成20年愛媛県条例第15号）第9条第1項の規定に基づき、次のとおり特定希少野生動植物を指定する。

平成21年3月6日

愛媛県知事 加戸守行

種名（区分）
カスミサンショウウオ（両生類）
ダルマガエル（両生類）
ハッチョウトンボ（昆虫類）
コガタノゲンゴロウ（昆虫類）

ハマビシ（高等植物）

ミズスギナ（高等植物）

トキワバイカツツジ（高等植物）

サギソウ（高等植物）

クマガイソウ（高等植物）

フクジュソウ（高等植物）

シコクカッコソウ（高等植物）

ウンラン（高等植物）

チョウジガマズミ（高等植物）

○愛媛県告示第286号

愛媛県野生動植物の多様性の保全に関する条例（平成20年愛媛県条例第15号。以下「条例」という。）第19条第1項の規定に基づき、次のとおり特定希少野生動植物保護区を指定する。

平成21年3月6日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 特定希少野生動植物保護区の名称
片上地区カスミサンショウウオ保護区
- 2 指定の区域
今治市波方町樋口字大平乙206番1地先の区域（区域図のとおり）
- 3 指定に係る特定希少野生動植物
カスミサンショウウオ
- 4 指定の区域の保護に関する指針
 - (1) カスミサンショウウオの生息のために確保すべき条件
カスミサンショウウオは、今治市の一部にしか生息していない特定希少野生動植物である。
当該区域におけるカスミサンショウウオの生息のためには、水量の確保及び水質の保全が必要である。
 - (2) 生息条件を維持するための環境管理の指針
カスミサンショウウオの生息条件である水量の確保及び水質の保全のため、事業者及び県民は、当該区域のカスミサンショウウオの保全に努めるとともに、各種行為が水量、水質など生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう配慮するものとし、次のとおり生息環境の適切な管理を行うものとする。
ア 工作物の設置は行わないこと。ただし、水路及び既存施設の維持管理に必要な施設並びにカスミサンショウウオの保護管理のための施設の設置については、この限りでない。
イ 現状の地形の維持を図るため、土地の形質の変更は行わな

いこと。ただし、水路及び既存施設の維持管理並びにカスミサンショウウオの保護管理のために必要な土地の形質の変更については、この限りでない。

ウ 現状の地形及び地質の維持を図るため、鉱物の採掘及び土石の採取は行わないこと。ただし、あらかじめ知事に届け出た学術研究目的であって、現存するカスミサンショウウオの生息に支障を及ぼさない小規模な土石の採取については、この限りでない。

エ 現状の地形の維持を図るため、水面の埋立ては行わないこと。

オ 生息条件の維持のため、カスミサンショウウオの繁殖期の始めから幼生の水中生活が終わるまでの間は、水路の水位又は水量に著しい増減を生じさせるような行為は行わないこと。ただし、農林業を営むために必要な水位又は水量の増減並びに災害に備えた水路及び既存施設の維持管理並びにカスミサンショウウオの保護管理に必要な水位又は水量の増減については、この限りでない。

カ 当該区域内に生息し、又は生育する野生動植物以外の個体であって、カスミサンショウウオの生息に影響を及ぼすおそれのある動植物を放ち、若しくは植栽し、又はその種をまく行為は行わないこと。特に、カスミサンショウウオの生息を阻害するおそれのあるミシシippiaカミミガメ及びアメリカザリガニを放たないこと。

(3) 留意事項

(2)アただし書、イただし書、ウただし書及びオただし書に定める行為を行うに当たっては、カスミサンショウウオの生息状況に十分配慮し、当該行為によるカスミサンショウウオへの影響を最小限に抑えるよう努めること。

5 立入制限地区

立入制限地区は指定しない。

(「区域図」は、省略し、その図面は、愛媛県県民環境部環境局自然保護課並びに各地方局総務企画部総務県民課及び支局総務県民室に備えて公衆の縦覧に供する。)

○愛媛県告示第 287 号

愛媛県野生動植物の多様性の保全に関する条例(平成20年愛媛県条例第15号。以下「条例」という。)第19条第1項の規定に基づき、次のとおり特定希少野生動植物保護区を指定する。

平成21年3月6日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 特定希少野生動植物保護区の名称

宅間地区カスミサンショウウオ保護区

2 指定の区域

今治市宅間字ヨシラシ乙 227 番 2 地内の区域(区域図のとおり)

3 指定に係る特定希少野生動植物

カスミサンショウウオ

4 指定の区域の保護に関する指針

(1) カスミサンショウウオの生息のために確保すべき条件

カスミサンショウウオは、今治市の一部にしか生息していない特定希少野生動植物である。

当該区域におけるカスミサンショウウオの生息のためには、水量の確保及び水質の保全が必要である。

(2) 生息条件を維持するための環境管理の指針

カスミサンショウウオの生息条件である水量の確保及び水質の保全のため、事業者及び県民は、当該区域のカスミサンショウウオの保全に努めるとともに、各種行為が水量、水質など生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう配慮するものとし、次のとおり生息環境の適切な管理を行うものとする。

ア 工作物の設置は行わないこと。ただし、水路及び既存施設の維持管理に必要な施設並びにカスミサンショウウオの保護管理のための施設の設置については、この限りでない。

イ 現状の地形の維持を図るため、土地の形質の変更は行わないこと。ただし、水路及び既存施設の維持管理並びにカスミサンショウウオの保護管理のために必要な土地の形質の変更については、この限りでない。

ウ 現状の地形及び地質の維持を図るため、鉱物の採掘及び土石の採取は行わないこと。ただし、あらかじめ知事に届け出た学術研究目的であって、現存するカスミサンショウウオの生息に支障を及ぼさない小規模な土石の採取については、この限りでない。

エ 現状の地形の維持を図るため、水面の埋立ては行わないこと。

オ 生息条件の維持のため、カスミサンショウウオの繁殖期の始めから幼生の水中生活が終わるまでの間は、水路の水位又は水量に著しい増減を生じさせるような行為は行わないこと。ただし、農林業を営むために必要な水位又は水量の増減並びに災害に備えた水路及び既存施設の維持管理並びにカスミサンショウウオの保護管理に必要な水位又は水量の増減については、この限りでない。

カ 当該区域内に生息し、又は生育する野生動植物以外の個体であって、カスミサンショウウオの生息に影響を及ぼすおそれのある動植物を放ち、若しくは植栽し、又はその種をまく行為は行わないこと。特に、カスミサンショウウオの生息を阻害するおそれのあるミシシippiaカミミガメ及びアメリカザリガニを放たないこと。

(3) 留意事項

(2)アただし書、イただし書、ウただし書及びオただし書に定める行為を行うに当たっては、カスミサンショウウオの生息状況に十分配慮し、当該行為によるカスミサンショウウオへの影響を最小限に抑えるよう努めること。

5 立入制限地区

立入制限地区は指定しない。

(「区域図」は、省略し、その図面は、愛媛県県民環境部環境局自然保護課並びに各地方局総務企画部総務県民課及び支局総務県民室に備えて公衆の縦覧に供する。)

○愛媛県告示第 288 号

愛媛県野生動植物の多様性の保全に関する条例(平成20年愛媛県条例第15号。以下「条例」という。)第19条第1項の規定に基づき、次のとおり特定希少野生動植物保護区を指定する。

平成21年3月6日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 特定希少野生動植物保護区の名称

台地区ダルマガエル保護区

2 指定の区域

今治市大三島町台 530 番 3 地内の区域(区域図のとおり)

3 指定に係る特定希少野生動植物

ダルマガエル

4 指定の区域の保護に関する指針

(1) ダルマガエルの生息のために確保すべき条件

ダルマガエルは、今治市の一部にしか生息していない特定希少野生動植物である。

当該区域におけるダルマガエルの生息のためには、水量の確保及び水質の保全が必要である。

(2) 生息条件を維持するための環境管理の指針

ダルマガエルの生息条件である水量の確保及び水質の保全のため、事業者及び県民は、当該区域のダルマガエルの保全に努めるとともに、各種行為が水量、水質など生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう配慮するものとし、次のとおり生息環境の適切な管理を行うものとする。

ア 工作物の設置は行わないこと。ただし、水路及び既存施設の維持管理に必要な施設並びにダルマガエルの保護管理のための施設の設置については、この限りでない。

イ 現状の地形の維持を図るため、土地の形質の変更は行わないこと。ただし、水路及び既存施設の維持管理並びにダルマガエルの保護管理のために必要な土地の形質の変更については、この限りでない。

ウ 現状の地形の維持を図るため、水面の埋立ては行わないこと。

エ 生息条件の維持のため、ダルマガエルの繁殖期の始めから幼生の水中生活が終わるまでの間は、水路の水位又は水量に著しい増減を生じさせるような行為は行わないこと。ただし、農業を営むために必要な水位又は水量の増減並びに災害に備えた水路及び既存施設の維持管理並びにダルマガエルの保護管理に必要な水位又は水量の増減については、この限りでない。

オ 当該区域内に生息し、又は生育する野生動植物以外の個体であって、ダルマガエルの生息に影響を及ぼすおそれのある動植物を放ち、若しくは植栽し、又はその種をまく行為は行わないこと。特に、ダルマガエルの生息を阻害するおそれのあるミシシippアカミミガメ及びアメリカザリガニを放たないこと。

(3) 留意事項

(2)アただし書、イただし書及びエただし書に定める行為を行うに当たっては、ダルマガエルの生息状況に十分配慮し、当該行為によるダルマガエルへの影響を最小限に抑えるよう努めること。

5 立入制限地区

立入制限地区は指定しない。

(「区域図」は、省略し、その図面は、愛媛県県民環境部環境局自然保護課並びに各地方局総務企画部総務県民課及び支局総務県民室に備えて公衆の縦覧に供する。)

○愛媛県告示第289号

愛媛県野生動植物の多様性の保全に関する条例(平成20年愛媛県条例第15号。以下「条例」という。)第19条第1項の規定に基づき、次のとおり特定希少野生動植物保護区を指定する。

平成21年3月6日

愛媛県知事 加戸守行

1 特定希少野生動植物保護区の名称

庄内地区ハッチョウトンボ保護区

2 指定の区域

西条市旦之上乙1番12地内の区域(区域図のとおり)

3 指定に係る特定希少野生動植物

ハッチョウトンボ

4 指定の区域の保護に関する指針

(1) ハッチョウトンボの生息のために確保すべき条件

ハッチョウトンボは、西条市の一部にしか生息していない特定希少野生動植物である。

当該区域におけるハッチョウトンボの生息には、水量の確保並びに水質及び植生の保全が必要である。

(2) 生息条件を維持するための環境管理の指針

ハッチョウトンボの生息条件である水量の確保並びに水質及び植生の保全のため、事業者及び県民は、当該区域のハッチョウトンボの保全に努めるとともに、各種行為が水量、水質など生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう配慮するものとし、次のとおり生息環境の適切な管理を行うものとする。

ア 工作物の設置は行わないこと。ただし、既存施設の維持管理に必要な施設及びハッチョウトンボの保護管理のための施設の設置については、この限りでない。

イ 現状の地形の維持を図るため、土地の形質の変更は行わないこと。ただし、既存施設の維持管理及びハッチョウトンボの保護管理のために必要な土地の形質の変更については、この限りでない。

ウ 現状の地形及び地質の維持を図るため、鉱物の採掘及び土石の採取は行わないこと。ただし、あらかじめ知事に届け出た学術研究目的であって、現存するハッチョウトンボの生息に支障を及ぼさない小規模な土石の採取については、この限りでない。

エ 現状の地形の維持を図るため、水面の埋立ては行わないこと。

オ 生息条件の維持のため、湿地の水位又は水量に著しい増減を生じさせるような行為は行わないこと。

カ 木竹の伐採は行わないこと。ただし、ハッチョウトンボの生息に支障を及ぼしている木竹の除去については、この限りでない。

キ 踏み付け等によりハッチョウトンボの生息に支障を及ぼすおそれがあるため、車馬の乗り入れは行わないこと。

ク 当該区域内に生息し、又は生育する野生動植物以外の個体であって、ハッチョウトンボの生息に影響を及ぼすおそれのある動植物を放ち、若しくは植栽し、又はその種をまく行為は行わないこと。特に、ハッチョウトンボの幼虫を捕食するアメリカザリガニを区域内に放たないこと。

ケ 殺虫剤及び除草剤は散布しないこと。

コ 火入れ及びたき火は行わないこと。

(3) 留意事項

(2)アただし書、イただし書、ウただし書及びカただし書に定める行為を行うに当たっては、ハッチョウトンボの生息状況に十分配慮し、当該行為によるハッチョウトンボへの影響を最小限に抑えるよう努めること。

5 立入制限地区

立入制限地区は指定しない。

(「区域図」は、省略し、その図面は、愛媛県県民環境部環境局自然保護課並びに各地方局総務企画部総務県民課及び支局総務県民室に備えて公衆の縦覧に供する。)

○愛媛県告示第 290 号

愛媛県野生動物の多様性の保全に関する条例(平成20年愛媛県条例第15号。以下「条例」という。)第19条第1項の規定に基づき、次のとおり特定希少野生動物保護区を指定する。

平成21年 3月 6日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 特定希少野生動物保護区の名称
織田ヶ浜ハマビシ保護区
- 2 指定の区域
今治市東村一丁目甲 859 番30地先の区域(区域図のとおり)
- 3 指定に係る特定希少野生動物
ハマビシ
- 4 指定の区域の保護に関する指針
 - (1) ハマビシの生育のために確保すべき条件
ハマビシは、今治市の一部にしか生育していない特定希少野生動物である。
当該区域におけるハマビシの生育には、砂浜の保全が必要である。
 - (2) 生育条件を維持するための環境管理の指針
ハマビシの生育条件である砂浜の保全のため、事業者及び県民は、当該区域のハマビシの保全に努めるとともに、各種行為が地形、地質など生育環境に著しい影響を及ぼすことのないよう配慮するものとし、次のとおり生育環境の適切な管理を行うものとする。
ア 工作物の設置は行わないこと。ただし、ハマビシの保護管理のための施設の設置については、この限りでない。
イ 現状の地形の維持を図るため、土地の形質の変更は行わないこと。ただし、ハマビシの保護管理のために必要な土地の形質の変更については、この限りでない。
ウ 現状の地形及び地質の維持を図るため、鉱物の採掘及び土石の採取は行わないこと。
エ 現状の地形の維持を図るため、水面の埋立て及び干拓は行わないこと。
オ 踏み付け等によりハマビシの生育に支障を及ぼすおそれがあるため、車馬の乗り入れは行わないこと。
カ 火入れ及びたき火は行わないこと。
 - (3) 留意事項
(2)アただし書及びイただし書に定める行為を行うに当たっては、ハマビシの生育状況に十分配慮し、当該行為によるハマビシへの影響を最小限に抑えるよう努めること。
- 5 立入制限地区
立入制限地区は指定しない。
(「区域図」は、省略し、その図面は、愛媛県県民環境部環境局自然保護課並びに各地方局総務企画部総務県民課及び支局総務県民室に備えて公衆の縦覧に供する。)

○愛媛県告示第 291 号

愛媛県野生動物の多様性の保全に関する条例(平成20年愛媛県

条例第15号。以下「条例」という。)第19条第1項の規定に基づき、次のとおり特定希少野生動物保護区を指定する。

平成21年 3月 6日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 特定希少野生動物保護区の名称
織田ヶ浜ウンラン保護区
- 2 指定の区域
今治市東村三丁目甲 582 番地先の区域(区域図のとおり)
- 3 指定に係る特定希少野生動物
ウンラン
- 4 指定の区域の保護に関する指針
 - (1) ウンランの生育のために確保すべき条件
ウンランは、今治市の一部にしか生育していない特定希少野生動物である。
当該区域におけるウンランの生育には、砂浜の保全が必要である。
 - (2) 生育条件を維持するための環境管理の指針
ウンランの生育条件である砂浜の保全のため、事業者及び県民は、当該区域のウンランの保全に努めるとともに、各種行為が地形、地質など生育環境に著しい影響を及ぼすことのないよう配慮するものとし、次のとおり生育環境の適切な管理を行うものとする。
ア 工作物の設置は行わないこと。ただし、ウンランの保護管理のための施設の設置については、この限りでない。
イ 現状の地形の維持を図るため、土地の形質の変更は行わないこと。ただし、ウンランの保護管理のために必要な土地の形質の変更については、この限りでない。
ウ 現状の地形及び地質の維持を図るため、鉱物の採掘及び土石の採取は行わないこと。
エ 現状の地形の維持を図るため、水面の埋立て及び干拓は行わないこと。
オ 踏み付け等によりウンランの生育に支障を及ぼすおそれがあるため、車馬の乗り入れは行わないこと。
カ 火入れ及びたき火は行わないこと。
 - (3) 留意事項
(2)アただし書及びイただし書に定める行為を行うに当たっては、ウンランの生育状況に十分配慮し、当該行為によるウンランへの影響を最小限に抑えるよう努めること。
- 5 立入制限地区
立入制限地区は指定しない。
(「区域図」は、省略し、その図面は、愛媛県県民環境部環境局自然保護課並びに各地方局総務企画部総務県民課及び支局総務県民室に備えて公衆の縦覧に供する。)

○愛媛県告示第 292 号

生活保護法(昭和25年法律第 144 号)第49条の規定により、医療機関を次のように指定した。

平成21年 3月 6日

愛媛県知事 加 戸 守 行

医療機関の名称	開設者の氏名 又は 名称	所 在 地	指 定 年 月 日
西之端薬局	有限会社 西之端薬局	新居浜市中秋町1番5号	平成20年 12月24日

中 萩 薬 局	株式会社 アガスト	新居浜市中秋町2番3号	平成21年 1月1日
在宅専門みどり クリニック	医療法人 みどりクリニック	新居浜市北内町四丁目10 番79号	平成21年 1月1日
せいだ循環器内 科	医療法人 せいだ循環器内 科	新居浜市横水町2番51号	平成21年 1月1日
チェリー薬局垣 生店	有限会社 チェリー薬局	新居浜市垣生一丁目7番 21号	平成21年 2月1日

医療機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所在地	廃止 年月日
西之端薬局	有限会社 西之端薬局	新居浜市中秋町1番5号	平成20年 12月24日
中萩薬局	株式会社 アガスト	新居浜市中秋町2番1号	平成21年 1月1日
在宅専門みどり クリニック	小野拓也	新居浜市北内町四丁目10 番79号	平成21年 1月1日
せいだ循環器内 科	清田正夫	新居浜市横水町2番51号	平成21年 1月1日
真木薬局	真木ゆり子	新居浜市若水町1-9-6	平成20年 12月31日
おがた薬局	有限会社 おがた薬局	大洲市若宮496番地2	平成21年 1月10日

○愛媛県告示第 293 号

生活保護法（昭和25年法律第 144 号）第49条の規定により指定し
た医療機関を次のように廃止した旨の届出があった。

平成21年 3月 6日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 294 号

生活保護法（昭和25年法律第 144 号）第54条の 2 第 1 項の規定により、介護機関（居宅介護事業者）を次のように指定した。

平成21年 3月 6日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（居宅 介護事業者）の 名称	主たる事務所の 所在地	居宅介護事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
有限会社うらら	四国中央市三島金子一丁目5 番5号	うらら訪問介護サービス	四国中央市三島中央三丁目17 - 18	平成21年 1月15日
株式会社たかちほ	西予市宇和町上松葉165番地 1	デイサービスセンター明浜館	西予市明浜町高山甲688番地	平成20年12月 1日
有限会社岡本薬局	今治市伯方町有津甲2337番地 2	今治おかもと薬局	今治市南高下町三丁目 2番10 号	平成21年 1月13日
株式会社花みかん	広島県広島市中区昭和町 8番 15 - 701号	訪問看護ステーション花みか ん	伊予郡松前町昌農内613番地 4	平成21年 2月 1日
株式会社たかちほ	西予市宇和町上松葉165番地 1	グループホームもみの木	西予市宇和町上松葉165番地 1	平成21年 2月 9日
有限会社別当	宇和島市別当五丁目 3番 2号	グループホームわたしの青空	南宇和郡愛南町城辺乙696番 10	平成21年 2月16日

○愛媛県告示第 295 号

生活保護法（昭和25年法律第 144 号）第54条の 2 第 1 項の規定により、介護機関（介護予防事業者）を次のように指定した。

平成21年 3月 6日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（介護 予防事業者）の 名称	主たる事務所の 所在地	介護予防事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
社会福祉法人福寿会	四国中央市川之江町長須713 番地	川之江荘	四国中央市川之江町長須713 番地	平成20年11月28日
有限会社うらら	四国中央市三島金子一丁目5 番5号	うらら訪問介護サービス	四国中央市三島中央三丁目17 - 18	平成21年 1月15日
株式会社たかちほ	西予市宇和町上松葉165番地 1	デイサービスセンター明浜館	西予市明浜町高山甲688番地	平成20年12月 1日
有限会社岡本薬局	今治市伯方町有津甲2337番地 2	今治おかもと薬局	今治市南高下町三丁目 2番10 号	平成21年 1月13日

株式会社花みかん	広島県広島市中区昭和町 8 番 15 - 701号	訪問看護ステーション花みかん	伊予郡松前町昌農内613番地 4	平成21年 2月 1日
株式会社たかちほ	西予市宇和町上松葉165番地 1	グループホームもみの木	西予市宇和町上松葉165番地 1	平成21年 2月 9日
有限会社別当	宇和島市別当五丁目 3 番 2 号	グループホームわたしの青空	南宇和郡愛南町城辺乙696番 10	平成21年 2月16日
医療法人肱嵐会	大洲市長浜甲176番地	医療法人肱嵐会石村病院	大洲市長浜甲176番地	平成21年 2月16日

○愛媛県告示第 296 号

生活保護法（昭和25年法律第 144 号）第54条の 2 第 1 項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）の居宅介護事業を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成21年 3月 6日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
有限会社ワードアイ	今治市玉川町別所甲93 - 3	おかげさん	（変更後） 今治市玉川町別所甲93 - 3	平成20年 7月22日
			（変更前） 今治市東村五丁目 8 - 35	

○愛媛県告示第 297 号

生活保護法（昭和25年法律第 144 号）第54条の 2 第 1 項の規定により指定した介護機関（居宅介護支援事業者）の居宅介護支援事業を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成21年 3月 6日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（居宅介護支援事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
有限会社ワードアイ	今治市玉川町別所甲93 - 3	おかげさん	（変更後） 今治市玉川町別所甲93 - 3	平成20年 7月22日
			（変更前） 今治市東村五丁目 8 - 35	

○愛媛県告示第 298 号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第 6 条第 2 項の規定による届出があったので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第 6 条第 3 項において準用する法第 5 条第 2 項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに新居浜市役所において告示の日から 4 月間縦覧に供する。

平成21年 3月 6日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変更前	変更後	変更する年月日	届出年月日
イオンモール新居浜	新居浜市前田町 8 番 8 号	大規模小売店舗内の店舗面積の合計	42,004㎡	38,158㎡	平成21年 10月18日	平成21年 2月17日
		駐車場の位置及び収容台数	3,345台	2,700台		
		駐輪場の位置	6箇所	6箇所		

	駐車場の自動車の出入口の数及び位置	6箇所	7箇所	平成21年 2月17日
--	-------------------	-----	-----	----------------

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに新居浜市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第299号

愛媛県漁業近代化資金利子補給規程（昭和44年10月愛媛県告示第881号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

改正後の愛媛県漁業近代化資金利子補給規程の規定は、平成21年1月26日以降に利子補給承認される漁業近代化資金について適用し、同日前に利子補給承認された漁業近代化資金については、なお従前の例による。

平成21年3月6日

愛媛県知事 加戸守行

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後						改 正 前					
(利子補給の対象となる漁業近代化資金の種類及び補給率)						(利子補給の対象となる漁業近代化資金の種類及び補給率)					
第2条 利子補給の対象となる漁業近代化資金の種類及び利子補給率は、次のとおりとする。						第2条 利子補給の対象となる漁業近代化資金の種類及び利子補給率は、次のとおりとする。					
漁業近代化資金の種類	利子補給率					漁業近代化資金の種類	利子補給率				
	法第2条第2項第1号から第4号までに掲げる融資機関が、第1項第1号から第5号まで及び第10号に掲げる者(漁業近代化資金融通法施行令(昭和44年政令第209号。以下「令」という。)第5条に規定する団体に限る。)に貸	法第2条第2項第5号に掲げる融資機関が、同条第1項第1号から第5号まで及び第10号に掲げる者(令第5条に	法第2条第2項第1号に掲げる融資機関が、同条第1項第6号に掲げる者に貸し付けする場合に掲げる者(同	法第2条第2項第2号に掲げる融資機関が、同条第1項第6号に掲げる者(同	法第2条第2項第5号に掲げる融資機関が、同条第1項第6号に掲げる者(同		法第2条第2項第5号に掲げる融資機関が、同条第1項第6号に掲げる者(同	漁業近代化資金の種類	利子補給率		
法第2条第2項第1号から第4号までに掲げる融資機関が、第1項第1号から第5号まで及び第10号に掲げる者(漁業近代化資金融通法施行令(昭和44年政令第209号。以下「令」という。)第5条に規定する団体に限る。)に貸	法第2条第2項第5号に掲げる融資機関が、同条第1項第1号から第5号まで及び第10号に掲げる者(令第5条に	法第2条第2項第1号に掲げる融資機関が、同条第1項第6号に掲げる者(同	法第2条第2項第2号に掲げる融資機関が、同条第1項第6号に掲げる者(同	法第2条第2項第5号に掲げる融資機関が、同条第1項第6号に掲げる者(同	法第2条第2項第5号に掲げる融資機関が、同条第1項第6号に掲げる者(同	法第2条第2項第1号から第4号までに掲げる融資機関が、第1項第1号から第5号まで及び第10号に掲げる者(漁業近代化資金融通法施行令(昭和44年政令第209号。以下「令」という。)第5条に規定する団体に限る。)に貸	法第2条第2項第5号に掲げる融資機関が、同条第1項第1号から第5号まで及び第10号に掲げる者(令第5条に		法第2条第2項第1号に掲げる融資機関が、同条第1項第6号に掲げる者(同	法第2条第2項第2号に掲げる融資機関が、同条第1項第6号に掲げる者(同	法第2条第2項第5号に掲げる融資機関が、同条第1項第6号に掲げる者(同

	し付ける 場合	規定 する 団体 に限 る。)		る者 にあ つて は、 令第 5条 に規 定す る団 体を 除く。)	つて は、 令第 5条 に規 定す る団 体を 除く。)		し付ける 場合	規定 する 団体 に限 る。)		る者 にあ つて は、 令第 5条 に規 定す る団 体を 除く。)	つて は、 令第 5条 に規 定す る団 体を 除く。)
1・2 省略											
3 漁船漁具保管修理施設、漁業用資材保管施設、漁船用油水供給施設、養殖池、蓄養池、水産種苗生産施設、養殖用作業舎、水産物処理施設、水産物保蔵施設、水産物加工施設、製氷冷凍施設、水産物等運搬施設、水産物販売施設又は漁業用通信施設の改良、造成又は取得に必要な資金（漁船の改造、建造若しくは取得に必要なもの又は次号若しくは第5号に掲げるものを除く。）	年1分2厘5毛	年1分5毛	年1分2厘5毛	年6厘5毛	年6厘5毛		年1分2厘5毛	年1分5毛	年1分2厘5毛	年7厘	年7厘
4～6 省略											
7 漁村情報処理・通信施設（有線放送施設及び有線放送電話施設を含む。）、漁船船員臨時宿泊施設、漁業者研修施設、集会施設、託児施設、診療施設、水道施設、ガス供給施設、下水道施設、地域休養施設、漁村広場施設、漁村センター、生活安全保護施設、連絡道又は廃棄物処理施設の改良、造成又は取得に必要な資金			同上	年6厘5毛	年6厘5毛				同上	年7厘	年7厘

8 省略

8 省略

○愛媛県告示第 300 号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第 2 条第 1 項の規定により、次のように埋立てを免許した。

平成21年 3月 6日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 埋立ての免許を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

西予市

西予市宇和町卯之町三丁目 434 番地 1

代表者 西予市長 三好幹二

西予市宇和町山田2061番地

2 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

(1) 埋立区域

ア 位置

西予市三瓶町周木字コテイ島 8 番耕地 424 番 5 から同 8 番耕地 424 番13までの地先公有水面

イ 区域

次の 1 点から 5 点までを順次直線で結んだ線並びに 5 点と 1 点とを結ぶ春分及び秋分の満潮位（C・D・L・+2.30メートル）の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点（西予市三瓶町周木字コテイ島 8 番耕地 424 番 1 地先の堤内の金属鉋）は、北緯33度22分18秒、東経 132 度23分14 秒の地点

1 点は、基点から真北35度56分11秒124.93メートルの地点

2 点は、1 点から真北 110 度21分18秒5.74メートルの地点

3 点は、2 点から真北 200 度09分26秒 30.00 メートルの地点

4 点は、3 点から真北 230 度39分26秒 45.18 メートルの地点

5 点は、4 点から真北 331 度46分24秒7.15メートルの地点

ウ 面積

462.81平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

西予市三瓶町周木字コテイ島 8 番耕地 424 番 1 から同 1 番耕地 321 番27までの地先公有水面及び陸域

イ 区域

次の 1 点から 15 点までを順次直線で結んだ線並びに 15 点と 1 点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

基点（西予市三瓶町周木字コテイ島 8 番耕地 424 番 1 地先の堤内の金属鉋）は、北緯33度22分18秒、東経 132 度23分14 秒の地点

1 点は、基点から真北35度00分15秒153.71メートルの地点

2 点は、1 点から真北94度15分30秒 56.03 メートルの地点

3 点は、2 点から真北 233 度36分10秒6.45メートルの地点

4 点は、3 点から真北 200 度09分26秒 81.97 メートルの地点

5 点は、4 点から真北 235 度33分32秒120.09メートルの地点

点

6 点は、5 点から真北 351 度14分02秒 58.65 メートルの地点

7 点は、6 点から真北46度45分07秒 20.49 メートルの地点

8 点は、7 点から真北57度03分38秒 14.73 メートルの地点

9 点は、8 点から真北55度19分45秒 10.03 メートルの地点

10 点は、9 点から真北50度19分48秒7.54メートルの地点

11 点は、10 点から真北48度03分45秒9.81メートルの地点

12 点は、11 点から真北43度13分15秒8.27メートルの地点

13 点は、12 点から真北33度09分10秒7.49メートルの地点

14 点は、13 点から真北26度03分30秒 11.71 メートルの地点

15 点は、14 点から真北19度38分10秒 16.08 メートルの地点

ウ 面積

9,494.07平方メートル

3 埋立地の用途

漁港施設用地

4 埋立免許年月日

平成21年 2月25日

○愛媛県告示第 301 号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第 22 条第 1 項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第 3 項に規定する図書は、西条市役所において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成21年 3月 6日

東予港湾管理者 愛媛県

代表者 愛媛県知事 加 戸 守 行

1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

西条市

西条市明屋敷 164 番地

代表者 西条市長 伊藤 宏太郎

西条市大町 244 番地 4

2 埋立区域

(1) 位置

2 工区

西条市大新田 275 番、同市壬生川1108番及び1109番 1 の地先公有水面

(2) 区域

2 工区

次の各地点のうち 6 の地点から 9 の地点までを順次に結んだ線及び 6 の地点と 9 の地点を結ぶ昭和45年 9 月24日付け愛媛県指令港第 448 号で竣功許可された埋立地と公有水面との境界線（D・L・+3.85メートルにより決定）により囲まれた区域、10の地点から70度49分50秒 22.00 メートル地点を円心とする半径 22.00 メートルの円周で10の地点と11の地点とを結ぶ西側の円弧、11の地点から14の地点までを順次に結んだ線並びに10の地点と14の地点とを結ぶ昭和43年 6 月17日付け愛媛県指令港第 313 号で竣功許可された埋立地と公有水面との境界線（D・L

. + 3.80メートルにより決定)によりそれぞれ囲まれた区域
 基点(西条市大新田 272 番地富士紡績四等三角点)は、北緯
 33度56分37秒7269、東経 133 度05分35秒0488の地点
 6の地点は、基点から真北38度20分28秒339.98メートルの地
 点
 5の地点は、6の地点から真北62度59分04秒 34.60メートル
 の地点
 7の地点は、5の地点から真北 152 度50分14秒125.88メー
 トルの地点
 8の地点は、7の地点から真北 189 度30分59秒4.18メー
 トルの地点
 9の地点は、8の地点から真北 226 度11分25秒 35.10メー
 トルの地点
 10の地点は、基点から真北67度55分28秒297.07メー
 トルの地
 点
 11の地点は、10の地点から真北13度29分48秒 23.76メー
 トルの
 地点
 12の地点は、11の地点から真北46度11分27秒 34.03メー
 トルの
 地点
 13の地点は、12の地点から真北 152 度56分35秒 36.30メー
 ト
 ルの地点
 14の地点は、13の地点から真北 226 度09分55秒 43.60メー
 ト
 ルの地点

- (3) 面積
2工区 6,404.47平方メートル
- 3 埋立ての免許の年月日及び番号
平成10年 9月 7日 愛媛県指令港第 130 号
- 4 しゅん功認可年月日
平成21年 3月 6日

○愛媛県告示第 302 号

都市計画法(昭和43年法律第 100 号)第63条第 1 項の規定に基づ
 き、松山広域都市計画道路事業 3・4・69土手内中西外線及び 3・
 4・71河原下難波線(松山市施行)の事業計画の変更を次のように
 認可した。

平成21年 3月 6日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 事業施行期間
平成15年 3月18日から
平成23年 3月31日まで
- 2 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし

○愛媛県告示第 303 号

建築基準法(昭和25年法律第 201 号)第77条の21第 2 項の規定により指定確認検査機関から確認検査の業務を行う事務所の所在地の変更
 の届出があったので、建築基準法に基づく指定確認検査機関の指定(平成15年 6月愛媛県告示第1344号)の一部を次のように改正し、平成
 21年 4月 1日から施行する。

平成21年 3月 6日

愛媛県知事 加 戸 守 行

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前		
4 確認検査の業務を行う事務所の所在地		4 確認検査の業務を行う事務所の所在地		
名 称	事務所の所在地	名 称	事務所の所在地	確認検査の業務を行う区域
本社	愛媛県松山市宮田町186番地 4	本社	愛媛県松山市宮田町 186番地 4	愛媛県の全域
東予支店	愛媛県西条市神拝甲276番地 4	東予支店	愛媛県西条市神拝甲 276番地 4	今治市、新居浜市、西条市 及び四国中央市の全域
南予支店	愛媛県大洲市東大洲459番地 3			

○愛媛県告示第 304 号

建築基準法(昭和25年法律第 201 号)第77条の35の 5 第 2 項の規定により指定構造計算適合性判定機関から構造計算適合性判定の業務を
 行う事務所の所在地の変更の届出があったので、建築基準法に基づく指定構造計算適合性判定機関の指定(平成19年 6月愛媛県告示第1172
 号)の一部を次のように改正し、平成21年 4月 1日から施行する。

平成21年 3月 6日

愛媛県知事 加 戸 守 行

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
2 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地		2 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地	
名 称	事務所の所在地	名 称	事務所の所在地
省略		省略	
東予支店	省略	東予支店	省略
南予支店	愛媛県大洲市東大洲459番地 3		

○愛媛県告示第 305 号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第36条第 1 項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成21年 3月 6日

愛媛県中予地方局長 梅 木 要

検 査 済 証 の 番 号 及 び 交 付 年 月 日	工 事 を 完 了 し た 開 発 区 域 又 は 工 区 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
20中局建（開）第60号 平成21年 2月19日	東温市田窪字門田867番 1	東京都港区虎ノ門四丁目 3 番 1 号 メタウォーター株式会社

○愛媛県告示第 306 号

西予市から協議のあった市営土地改良事業（農業用排水施設整備事業・池野々地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 5 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成21年 3月 6日

愛媛県南予地方局長 渡 部 敏 夫

- 縦覧に供すべき書類の名称
 - 市営土地改良事業（農業用排水施設整備事業・池野々地区）計画書の写し
 - 西予市営土地改良事業分担金徴収条例の写し
- 縦覧期間
平成21年 3月 9日から 4月 6日まで
- 縦覧場所
西予市役所城川総合支所

○愛媛県告示第 307 号

西予市から協議のあった市営土地改良事業（農業用道路整備事業・池野々地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 5 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成21年 3月 6日

愛媛県南予地方局長 渡 部 敏 夫

- 縦覧に供すべき書類の名称
 - 市営土地改良事業（農業用道路整備事業・池野々地区）計画書の写し
 - 西予市営土地改良事業分担金徴収条例の写し
- 縦覧期間
平成21年 3月 9日から 4月 6日まで
- 縦覧場所
西予市役所城川総合支所

○愛媛県告示第 308 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局八幡浜土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成21年 3月 6日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	鳥井喜木津線	西宇和郡伊方町二見字加利畑乙1380番 3 から 同町九町字アラカヤ 2 番耕地107番 2 まで	旧	メートル 13.0～42.0	キロメートル 0.145	
			新	10.5～23.5	0.145	

○愛媛県告示第 309 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成21年 3月 6日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	城川橋原線	西予市城川町土居1276番 4 から 同町土居1265番 2 まで	旧	メートル 13.0~21.6	キロメートル 0.180	
			新	13.0~20.0	0.180	

○愛媛県告示第 310 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成21年 3月 6日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	城川橋原線	西予市城川町土居1276番 4 から 同町土居1265番 2 まで	平成21年 3月 6日

○愛媛県告示第 311 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局愛南土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成21年 3月 6日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	一本松城辺線	南宇和郡愛南町上大道1055番	旧	メートル 5.6~14.6	キロメートル 0.088	
			新	8.2~60.5	0.069	
"	"	南宇和郡愛南町上大道1064番 5	旧	4.0~7.0	0.086	
			新	6.2~91.0	0.073	

○愛媛県告示第 312 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局愛南土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成21年 3月 6日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	一本松城辺線	南宇和郡愛南町上大道1055番	平成21年 3月 6日
"	"	南宇和郡愛南町上大道1064番 5	"

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成21年 3月 6日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成21年 2月23日	特定非営利活動法人 大好き中島瀬戸内の再会桜	山 崎 八 生	愛媛県松山市小浜146番地 1	この法人は、過疎化・高齢化する愛媛県松山市の諸島の中島及び、その周辺地域において、桜の植樹・育樹等の観光資源の整備活動及び特産品の開発支援・広報活動等を行なうことで、地域の活性化を図り、ひいては市民が安心して明るく生活していける社会の実現に寄与することを目的とする。

正 誤

○正 誤

平成21年 1月13日付け第2030号愛媛県告示第73号（瀬戸内海環境保全特別措置法第8条による特定施設の構造等の変更の許可申請の概要）中

ページ	箇 所	誤	正
48	7 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに汚水等の1日当たりの量欄 (1) 第1排水口表中	処 理 前 処 理 後	変 更 前 変 更 後
	同欄 (2) 第2排水口表中	処 理 前 処 理 後	変 更 前 変 更 後
	同表中 水素イオン濃度（水素指数） 処理後欄	通常 6.0～8.7 最大 6.0～8.7	通常 6.0～8.6 最大 6.0～8.6
49	同表中 窒素含有量（単位1リットルにつきミリグラム） 処理前欄	通常 5.8	通常 10.0